

# 産業厚生常任委員会資料

令和6年2月15日

健康福祉部社会福祉課

## 目次

1. 北はりま成年後見支援事業の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
2. 障害者相談支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業の委託料に係る消費税の取扱い  
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

# 北はりま成年後見支援事業の 実施について

1

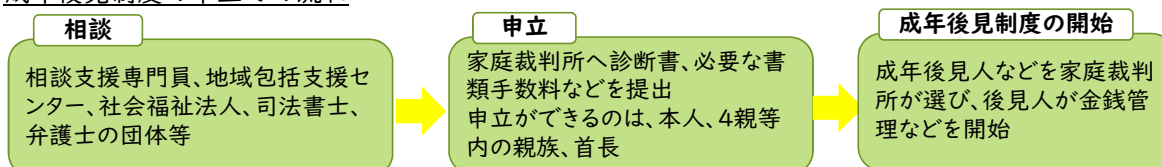
## 成年後見制度について



### 成年後見制度とは？

知的障害・精神障害・認知症などによって判断能力に不安や心配のある人の権利や財産を守り、意思決定を支援する制度

### 成年後見制度の申立ての流れ



申立から利用開始までの期間は、早くて1～2ヶ月、長くて4ヶ月程度

### 成年後見制度の類型

障害や認知症の程度によって「補助」「補佐」「後見」の類型があり、この類型によってできる行為が異なる。例えば、「後見」になると、本人に代わりほとんどの契約行為が行える。

2

## 加東市の成年後見制度の利用状況及び現状

### ■成年後見制度利用人数

後見	保佐	補助	任意後見	合計
35	9	1	0	45

※神戸家庭裁判所資料抜粋R5.7.1現在

### ■加東市における判断能力が不十分（疑い）の人数

認知症高齢者	療育手帳A	精神手帳1級	合計
1,239	101	33	1,373

※R5.3.31現在  
※認知症高齢者・・・介護認定調査 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人数  
※認知症高齢者と精神手帳1級は重複含む

- ・令和5年3月31日時点で、判断能力が不十分（疑い）の人に対する成年後見制度利用割合は約3.4%

3

## 加東市の成年後見制度の利用状況及び現状

### 相談窓口体制

- ・成年後見制度をはじめとした権利擁護支援については、高齢者は高齢介護課、障害者は社会福祉課が窓口となっている。

### 相談件数（令和5年4月～12月）

- ・権利擁護に関する相談件数 高齢者：延べ77件  
障害者：延べ67件

- ・成年後見制度利用者数は45人と少ない。

近隣市の状況

多可町：138人、西脇市：29人、加西市：75人、小野市：174人、三木市158人

4

## 成年後見制度利用支援に取り組む必要性について

### 懸念されること

- ・今後、高齢化が進むとともに認知症の人、判断能力が不十分な人が増加する。
- ・成年後見制度に関する知識や予防策がないため、相談できない人がいる。
- ・福祉の相談支援員が対応に苦慮する相談が増えてくる。
- ・判断能力が不十分なため、契約行為が認められず、施設入所できない。保険等の手続きができないケースが増えてくる。
- ・権利擁護に関する北播磨圏域の司法の専門職が少ないため、成年後見制度の相談や受託できる人がいない。
- ・他市町の住民と権利擁護支援に差が生まれる。

### 必要性

- ・認知症や支援者が不在な人が増えても、対応できる相談体制が必要である。
- ・判断能力が不十分（疑い）な人の権利や財産が擁護され、適切な時期に支援につながる体制が必要である。
- ・住み慣れた地域で暮らしていけるよう円滑な支援ネットワークを整備する必要がある。

5

## 成年後見支援センターについて

成年後見制度等の権利擁護支援施策の利用支援・促進を図り、判断能力に不安がある人、心配がある人や関わる人の相談支援を行うため、成年後見支援センターを設置する。

### 成年後見支援センターとは？

- ①成年後見制度等の啓発、②市民からの相談、
  - ③裁判所、弁護士、病院、ケアマネジャー等との連携構築、④後見人への支援 等
- を行う成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に関する身近な相談支援機関

6

## 成年後見支援センターのメリット・デメリット

### メリット

- ・相談窓口が明確になり、相談しやすくなる。
- ・弁護士、司法書士等の専門的助言が受けられる。事前に情報提供を行うので、スムーズに法的支援を受けられる。
- ・ケアマネジャーや医療機関と弁護士、司法書士等のネットワークを構築することで、権利擁護に関する困難事例を解決できる。
- ・権利擁護に関するノウハウの共有・蓄積、継続的な支援体制の構築により、市民が住み慣れた地域で生活を継続できる。

### デメリット

- ・成年後見制度利用促進事業（成年後見センター運営）に係るコストが高い。  
（三木市：1,179万円/年、丹波市：1,200万円/年、明石市：5,500万円/年）

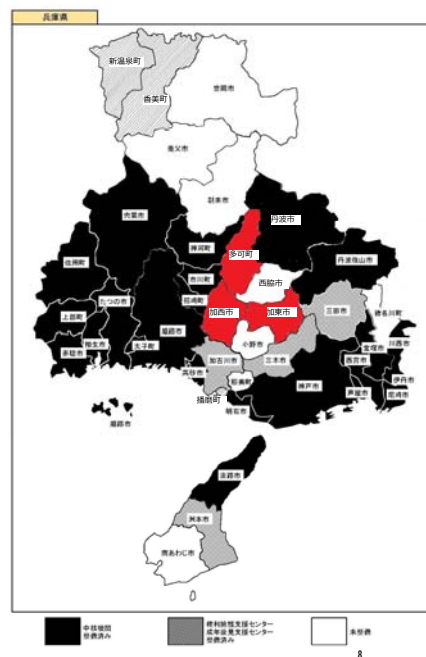
7

## 県内の整備状況について

各市町整備状況	H30.10	R4.4
基本計画策定	3市町	30市町
地域連携ネットワークの設置	3市町	16市町
中核機関の設置	8市町	22市町
中核機関未整備で権利擁護センター設置済	12市町	4市町

R5年度各市町の動き（県社協確認）  
 成年後見制度利用促進（センター）の整備  
 丹波市（R5委託）  
 高砂市（R5直営 ⇒ R6委託予定）  
 西脇市（R6委託予定）

中核機関の設置  
 香美町・新温泉町（R6整備予定）  
 播磨町（検討中）



## 成年後見利用促進事業（北はりま成年後見センター）の共同実施について

成年後見制度の利用状況や相談員、司法の専門職団体の意見を参考にし、加東市民にとって有益な運営方法を検討した結果、事業を共同実施する。

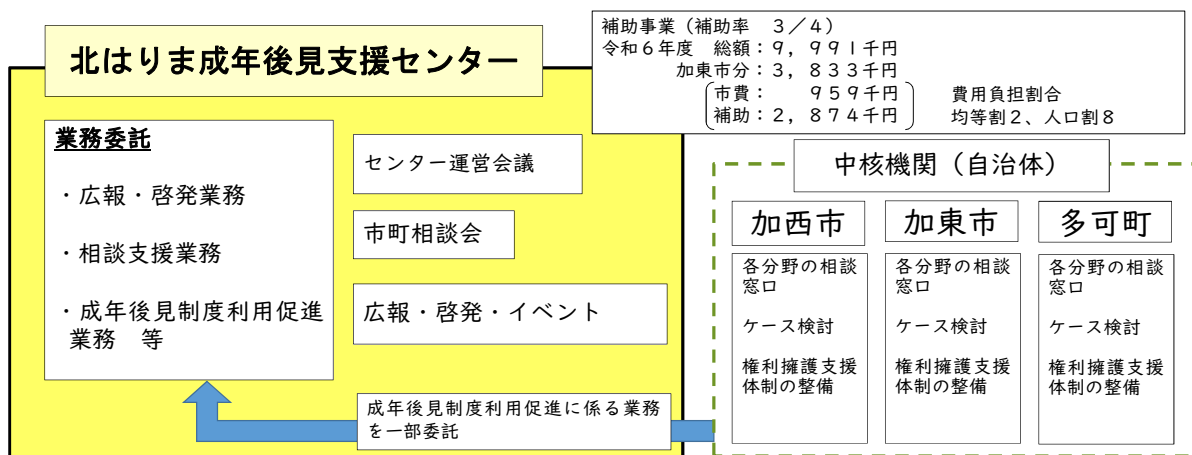
### 共同実施のメリット

- ・ 単独実施するより共同実施した方が費用を削減できる。（費用対効果大きい。）
- ・ 北播磨圏域の弁護士、司法書士等の専門職が少ないため、共同実施することで、専門職の参画を促しやすくなる。
- ・ 2市1町で相談事例を集約することで、各市町の相談対応を行う職員の経験値、対応力向上を図ることができる。
- ・ 啓発、周知を一貫して行うことで、権利擁護に関する相談や意識の醸成を図ることができる。

9

## 成年後見支援センターの共同実施について

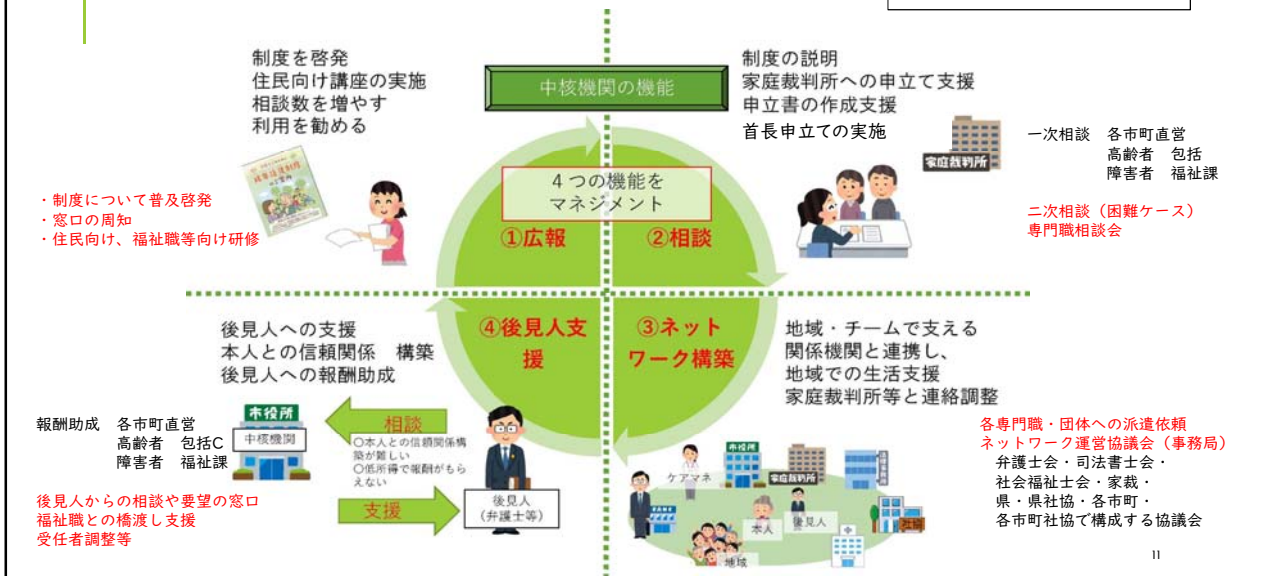
加東市、加西市、多可町にて広域連携を検討し、「北はりま成年後見支援センター」と称して事業を行う。  
 他市との調整について 三木市：成年後見支援センター整備済み  
 小野市：単独実施を表明  
 西脇市：R5.9に単独実施を表明



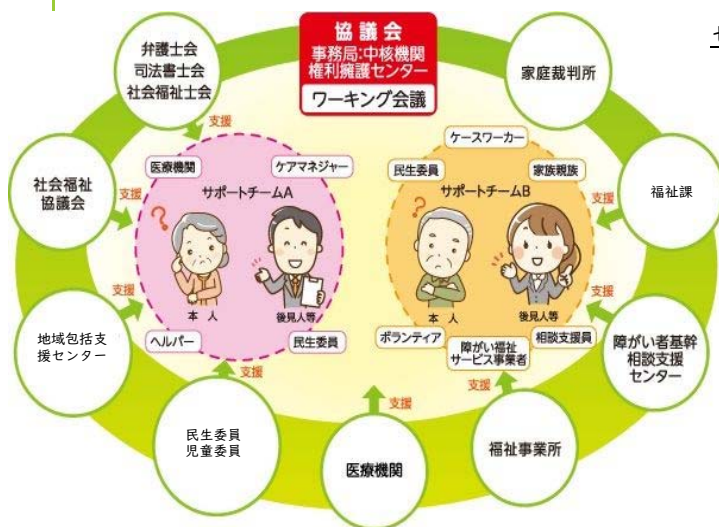
10

# 北はりま成年後見支援センターの機能について

赤字 センター委託部分



# めざすべき権利擁護体制について



## センターにて業務を行うことで

- ・関係機関との連携強化を図り、本人にとって有益な支援体制を整備する。
- ・今後、対象者が増加した時に対応できる体制を整備する。

まずは「小さく生んで大きく育てる」  
 「広報」「相談」「ネットワークの構築」に取り組む



普及啓発や相談機能を充実させ、専門職とさらなる連携を充実



今後、2025年以降に対応できる体制整備  
 令和8年度以降の法改正への対応  
 市民後見人養成等へつなげる



## 障害者相談支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業の 委託料に係る消費税の取扱いについて

### 1 概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び生活困窮者自立支援法に基づき本市が実施している「障害者相談支援事業」及び「生活困窮者自立相談支援事業」について、消費税を非課税として社会福祉法人に委託していたが、課税事業であることが判明した。

### 2 経緯

障害者相談支援事業は、当初、社会福祉法上の第二種福祉事業として位置づけられ、消費税法上、非課税事業として扱われていた。平成24年度の関係法令の改正により相談支援体系が見直され、当該事業は、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業には該当せず、かつ消費税法関係法令上、他の非課税とする旨の規定もないことから消費税の課税対象とされた。しかし、国から当該事業の社会福祉法上の取り扱いが明確に周知されておらず、本市においては、引き続き第二種社会福祉事業との認識のもと、社会福祉法上の非課税事業として委託を続けてきた。また、生活困窮者自立相談支援事業についても、第二種福祉事業との認識のもと、社会福祉法上の非課税事業として委託を続けてきた。

今般、多数の自治体において、本市同様に非課税事業として取り扱われていたことが判明したことを受け、厚生労働省及びこども家庭庁より令和5年10月4日付で、障害者相談支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業が消費税課税対象である旨、通知された。

内容に「委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。税務上の取扱いの詳細は、所轄の税務署に照会をお願いします。」とあり、10月11日に社税務署に赴き、平成30年4月以降の契約が修正申告の対象になる等の説明を受けた。

この結果を受け、本市から受託先に対し、状況説明した上で消費税の修正申告を依頼し、各受託者は修正申告を行い、令和5年12月末までに平成30年度以降の消費税及び延滞税を完納している。

#### 【対象事業及び受託者】

障害者相談支援事業（受託者：社会福祉法人でんでん虫の会）

生活困窮者自立相談支援事業（受託者：社会福祉法人加東市社会福祉協議会）

### 3 今後の対応について

令和5年度一般会計歳出予算を補正し、令和4年度以前の修正申告年度の契約額に係る消費税相当額及び修正申告により生じた延滞税について、受託者に補償する。また、令和5年度契約については、現在の契約額に係る消費税相当額を増額する変更契約を締結する。

#### (1) 障害者相談支援事業

##### ① 令和4年度以前の契約に係る消費税相当額及び修正申告に伴う延滞税

	(消費税相当額)	(延滞税)	
平成30年度	856,000円(8%)	10,900円	
令和元年度	1,143,000円(8%・10%)	13,800円	
令和2年度	1,270,000円(10%)	14,000円	
令和3年度	1,270,000円(10%)	13,600円	
令和4年度	1,200,000円(10%)	7,000円	
合計	5,739,000円	59,300円	<u>計 5,798,300円</u>

##### ② 令和5年度契約に係る消費税相当額 1,200,000円 (10%)

#### (2) 生活困窮者自立相談支援事業

##### ① 令和4年度以前の契約に係る消費税相当額及び修正申告に伴う延滞税

	(消費税相当額)	(延滞税)	
令和3年度	664,600円(10%)	13,200円	
令和4年度	694,200円(10%)	6,000円	
合計	1,358,800円	19,200円	<u>計 1,378,000円</u>

##### ② 令和5年度契約に係る消費税相当額 694,200円 (10%)

事務連絡  
令和5年10月4日

各 { 都道府県 }  
      { 市町村 } } 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

### 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号を根拠として、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされていますが、当該事業における税務上の取扱いについて誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

これは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされており、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に周知されていなかったことから、当該事業が社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税扱いとして取り扱っていたことによるものと考えられます。

上記を踏まえ、障害者相談支援事業その他の事業における社会福祉法上の取扱いについて、下記のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

### 記

#### 1 障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業については、社会福祉法第2条第2項及び第3項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、障害児・者の相談支援に関する事業である以下の事業についても同様に社会福祉事業には該当しないこと。

(障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号関係)

- ・住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

(障害者総合支援法第 77 条の 2 関係)

- ・基幹相談支援センターを運営する事業（基幹相談支援センター等機能強化事業を含む。）

(障害者総合支援法第 78 条第 1 項関係)

- ・障害児等療育支援事業
- ・発達障害者支援センターを運営する事業
- ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

(その他)

- ・医療的ケア児支援センターを運営する事業

## 2 障害者相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条及び同法別表第一第 7 号口に基づき、社会福祉法上の社会福祉事業については消費税が非課税とされているが、障害者相談支援事業等については、上記 1 のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

### 【担 当】

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電 話:03-5253-1111

相談支援係(内線)3040 mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

発達障害者支援係(内線)3038 mail: hattatsu@mhlw.go.jp

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室

電 話:03-5253-1111

障害保健係(内線)3064 mail: shougai-hoken@mhlw.go.jp

○こども家庭庁支援局障害児支援課

電 話:03-6861-0068(直通)

基準・指導係 mail: shougaisien.kijunshidou@cfa.go.jp

事 務 連 絡  
令和 5 年 10 月 4 日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局 地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

### 自立相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について（周知）

平素より、生活困窮者自立支援制度の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき市町村が行うこととされている障害者相談支援事業について、税務上の取扱いを誤認している市町村がある旨の報道があったところです。

具体的には、社会福祉法（昭和 25 年法律第 45 号）に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされているところ、一部の市町村において、障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱いが明確に理解されておらず、当該事業を社会福祉事業に該当するものと誤認し、誤って非課税として取り扱っていた事例がございました。

上記を踏まえ、同じく相談支援事業である生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づく生活困窮者自立支援事業及びその他法に基づき福祉事務所設置自治体を実施する事業における社会福祉法上の取扱い等について、下記のとおり周知いたしますので、各都道府県・市町村におかれては十分御了知の上、委託先の事業者に対する周知徹底をお願いいたします。

なお、本内容については国税庁課税部消費税室とも協議済みですので申し添えます。

### 記

#### 1. 自立相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱いについて

法第 5 条第 1 項を根拠として福祉事務所設置自治体が行う自立相談支援事業については、社会福祉法第 2 条第 2 項及び第 3 項の各号いずれにも該当せず、社会福祉事業には該当しないこと。

また、法に基づき福祉事務所設置自治体が実施する以下の事業についても、同様に社会福祉事業には該当しないこと。

- ・ 就労準備支援事業
- ・ 家計改善支援事業
- ・ 一時生活支援事業
- ・ 子どもの学習・生活支援事業
- ・ 法第7条第2項第3号に掲げる事業

なお、法第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業については、社会福祉法第2条第4項第4号に規定する場合（定員が10名に満たない場合）を除き、同条第3項に規定する第二種社会福祉事業に該当すること。

## 2. 自立相談支援事業等に係る税務上の取扱い及び委託料の算定について

法に基づく事業のうち、認定生活困窮者就労訓練事業（生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く。）については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第1第7号口により消費税が非課税とされているが、自立相談支援事業及びその他法に基づき福祉事務所設置自治体を実施する事業については、上記1のとおり社会福祉事業には該当せず、かつ、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること。

また、自治体が当該事業を民間事業者に委託する場合の委託料については、委託料に消費税相当額を加えた金額を受託者に支払う必要があること。

なお、税務上の取扱いの詳細については、所轄の税務署に照会いただくようお願いする。

別添1 事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」（令和5年10月4日。こども家庭庁支援局障害児支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室 相談支援係 内野、川久保、蔦谷、高橋 電話 03-5253-1111 （内線 2231） 夜間 03-3595-2615 FAX 03-3592-1459
--